

新京都市産業廃棄物処理指導計画に係る市民意見の概要

視 点	No	意 見 要 旨	京都市の考え方
総 論	1	産廃施策に取り組む積極的な計画になっていると思う。	施策の実施にはそれぞれが主体的に役割を果たさなければなりません
	2	市民や事業者が積極的に取り組めば更に目標を上回ることも可能なので、状況の変化に柔軟に対応して市民が何らかの関わりを持てるような形にし、施策の進行管理と見直しを行うべき。	施策の実施に関し、広く意見を聴く場を設け、また、目標値の設定等についても、中間年度における見直しを含め適宜柔軟な対応を実施していきます。
	3	今後市民はどのような役割を自覚し、どうすれば良いのか示すべき。	計画中でそれぞれの役割を規定。計画中では具体的な取組事例や写真等を加え、多くの方にも分かりやすく記載しています。
	4	市民が参加しているという印象を持てるよう工夫すべき。	環境フォーラムや施設見学等の啓発事業等を通じ、各施策の中で市民との接点を増やしていきます。また、本計画の進行管理についても市民参加型の管理に努めていきます。
	5	すべての関係者が、一体となって処理や再資源化に取り組むべき	循環型社会の構築には消費者、生産者等それぞれの意識改革が必要です。
政策目標 発生抑制・再生 利用の推進に ついて	6	新計画が埋立や焼却を少なくしていこうとしていることは大切。	再生利用可能物の選別を徹底し、焼却、埋立量を可能な限り少なくしていきます。
	7	安易にリサイクルというが、現実には廃棄するものが多い。生産者も考えるべき。	循環型社会の構築には消費者、生産者等それぞれの意識改革が必要です。
	8	大手企業については指導・管理・監督がされていると思うが、事業所の中には、産業廃棄物と一般廃棄物とを混同している所も多く指導すべき。	発生量の少ない事業場への指導啓発については業界団体や処理業者等を通じ、効果的に実施していきます。
	9	事業者が捨てればおしまい考えを改めるべき。	循環型社会の構築には消費者、生産者等それぞれの意識改革が必要です。
	10	事業者の役割として、自社製品に関してLCAを徹底することを求める。	拡大生産者責任の考え方が浸透することにより、おのずとそういう方向へ動くと考えます。
	11	コンビニ業者が処分している店頭のパペットボトルや空き缶を、消費者が家庭で家庭ごみとして排出すれば産業廃棄物は確実に減少する。	環境意識の高まりからコンビニ店内で廃棄された缶・ビンやペットボトルも産廃ルートでリサイクルされている場合が増えています。
	12	物品を購入する時処理費用を上乗せして売買すべき。	拡大生産者責任の考え方の浸透により自動車等の制度が整備されつつあります。
	13	デポジット制度を推進すべき	
	14	楽しいリサイクル活動を紹介すべき。	産業廃棄物連絡協議会等を通じ実施していきたいと考えます。
15	埋立処分地の容量が限られているので、リサイクルが望ましいが、中間処理等で減容する事も必要。	汚泥等は脱水により大半が減容されているが、循環型社会では焼却による減容は可能な限り減らし、再生利用に回していくべきと考えています。	
16	市の物品購入に際して再生利用製品を優先する仕組みを作るべき。	すでに実施しており、今後再生利用品の規格等を明確にし、さらに拡大していきたいと考えます。	
政策目標 資源循環の環 の拡大について	17	優良な産業廃棄物処理業者の育成と優良な業者を客観的に評価できるランク付けをおこなうべき。	排出事業者が優良な業者を客観的に評価できるよう情報提供に努めるとともに業界全体の資質向上に向け取り組みます。
	18	産業廃棄物処理に消極的な不良企業名を公表すべき。	法或いは条例の命令等に従わない等の悪質な業者は公表していきます。
	19	リサイクル施設もランク付けを行うべき。	国及び業界団体で全国の業者の中で優良業者の格付けについて検討中。全国一律の基準が望ましい。
	20	許可業者の全てについて最新情報を提供すべき。	廃棄物指導課ホームページでの許可台帳の公開やリサイクルガイドブックを改訂する予定です。
	21	処分する種類別に業者がわかるリストを提供すべき。	
	22	処理業者の情報が市民の視点で判りやすいものとなることを望む。	具体例や写真等も入れ、分かりやすいものとしていきます。
	23	処理施設周辺の方も安心できるシステムを作っ情報て明らかにすべき。	産業廃棄物処理施設の情報公開を進めていきます。
	24	施設を新設する時にもっと行政が協力すべき。	申請に必要な手続き等を明確化、合理化し、申請者の負担を軽減します。
	25	工業系地域であれば住民の同意要件をなくすことや、市街化調整区域でも施設建設ができるように考えていくべき。	企業の円滑な事業運営には地域住民の理解が不可欠であり、地域での社会貢献等を通じ、その立地が地域で歓迎されるような社会を目指します。

	26	処理施設の設置に一定の地元の了解は必要だろうか理不尽な要求も多い。	施設の設置には、周辺地域住民の理解と信頼関係が不可欠であり、設置者は十分な説明責任があるものと考えています。
	27	周辺住民との関係で、処理施設の建設が頓挫するような事態は避けるべき。	
	28	産業廃棄物を処理する業界自体が近代化していくことが世間の評価を打ち壊すことにつながる。	処理業者の資質向上に向け、講習会等を実施していきます。
	29	新技術研究・開発を推進するための異業種交流や産学公連携の場のコーディネートが必要	京都産学公連携機構や京都市産業技術研究所等関連部局との連携を強化していきます。
	30	市の焼却施設は安価に処理できるので、リサイクルの妨げになっている。	市域で再生利用が可能なものは市の施設での受入を縮小していく。受入料金も経済的インセンティブが働く価格設定とすべきと考えます。
政策目標 適正処理、不法 投棄の撲滅に ついて	31	不法投棄を防止するという観点を第一に対応すべき。	不法投棄対策は最重要課題であり、組織一丸となって、「しない、させない、見逃さない」のスローガンのもと取り組んでいきます。
	32	廃棄物の不法投棄の監視に担当者を増やすなどもっと力を入れるべき。	
	33	不法投棄をなくす罰則をもっと厳しくすべき。	廃棄物処理法の罰則は、これまで改正の度に強化されています。
	34	定期的にヘリコプター等で不法投棄を監視すべき。	現在、月1回実施中で今後も継続していきます。
	35	不適正な処理を許さないという取組を市民運動にすべき。	発生抑制と不適正処理の防止を最重要課題としてあらゆる方面から取り組んでいきます。
	36	公園のまわりに車が次々と放置されるが、監視カメラを置くことによって、解決すべき。	不法投棄常習地等への設置を検討していきます。
	37	山の中等に捨てられる自動車に困っている。	循環型社会の構築には消費者、生産者等それぞれの意識改革が必要です。
	38	廃棄物に関する相談窓口を一本化し、そこに電話すれば適切な回答が得られるようにすべき。	各種相談については相談コーナーを設置し、幅広く対応していきたい。また、通報や苦情に対する現場確認等についても相談コーナーを通じて、内容に応じて迅速かつ適切な担当部署が対応していきます。
	39	産業廃棄物や一般廃棄物を問わず、市民が相談、通報できるところを設けるべき。	
	40	不適正処理防止の為に建設リサイクル法の強化を要望すべき。	13大都市産業廃棄物産業廃棄物連絡会議等を通じ必要な要望をあげていきます。
	41	産廃も京都市の施設で適正な料金を取ってそこで処理すべき。	廃棄物処理法では、産業廃棄物の処理は排出事業者の責務とされています。京都市の施設は家庭ごみ等一般廃棄物を処理するために設置したものであり、様々な種類の産業廃棄物を受け入れることは原則できません。
42	高性能な公害防止装置を備えた市の施設の有効活用を考えるべき。		
政策目標 社会意識高揚 について	43	家屋の解体で、リサイクルをするための費用を施主に負担してもらうよう広報すべき。	京都市でもパンフレット等を作成配付している。それぞれの家のどの部分が具体的にどのようにリサイクルされているか等、撤去して終わりではないことを工務店等を通じ、さらに広報に努めます。
	44	適正な処理はどういう処理でどのくらいの金額を要するのかなど行政の積極的なPRが必要。	適正処理や再生利用に費用がかかることを具体例を挙げPRしていきます。しかし、行政が具体的な金額まで提示することは企業の経営努力を阻害すると考えます。
	45	不要なものに対して出すお金は少なく、または出したくない。ごみはただなんだという意識が強い。	
	46	産業廃棄物について小学校から教育すべき。	啓発用パネルの作成や環境学習副読本に産業廃棄物に関する記述を入れています。
	47	市民への啓発として環境フォーラムを今後も実施すべき。	平成16年度以降も実施していきます。
	48	産業廃棄物の状況が市民にも分かるような啓発事業やパンフレット等をもっと充実すべき。	啓発事業を幅広くとらえ、関係部局との連携を強化したい。
	49	市民に産廃を知ることのできる説明会、研修会を行うべき。	啓発用資料の作成や出前トーク制度を始め、様々な機会をとらえ、説明会等に出向いていきます。
	50	ホームページを通じた情報提供を充実すべき。	廃棄物指導課ホームページの内容の充実をはかります。
	51	再生利用施設、再生方法、製品の流れを写真等でわかりやすく説明すべき。	啓発用資料の作成や出前トーク制度を始め、様々な機会をとらえ、説明会等に出向いていきます。

	52	誰でもわかるような説明情報を提供すべき。	啓発用パネルの作成や環境学習副読本に産業廃棄物に関する記述を入れています。
	53	適正処理することがプラスになるような経済観念の創出と流布	廃棄物の発生抑制・再生利用等に積極的に取り組んでいる事業者等を評価できるような制度を考えていきます。
	54	廃棄物処理についての理解と知識を高める催物や行事を実施すべき。	環境フォーラムや施設見学等の啓発事業等を通じ、各施策の中で市民との接点を増やしていきます。また、本計画の進行管理についても市民参加型の管理に努めていきます。
	55	適正処理を推進させるためにも市民の協力が不可欠であり、市民意識を向上させるためにも処理の実態等の情報を発信することが必要である。	幅広く市民に理解を求めるためには、メディアを有効に活用し、効果的な情報提供を行っていきます。
	56	リサイクルに向けた取組をもっと進めるべき。	産業廃棄物も排出時点での分別が重要です。
	57	誰もが生きていくうえで産廃を生み出していることを知り、そのため1人1人がどうしていくことがよいのか考えることが大切。	循環型社会の将来像を提示し、それぞれの役割について規定していきます。
	58	大学建築科では建てることばかり教えず廃棄物を生じていることについても教えるべき。	本当に良いものを大切に長く使う、という価値観を市民一人ひとりが共有していかなければならないと考えます。
	59	各自がもっと産廃の行方について関心を持つべき。	環境フォーラムや施設見学等の啓発事業等を通じ、各施策の中で市民との接点を増やしていきます。また、本計画の進行管理についても市民参加型の管理に努めていきます。
	60	食べ残しをすれば産業廃棄物も増やすことになる。	循環型社会の構築には消費者、生産者等それぞれの意識改革が必要です。
数値目標について	61	市内処理率に関する具体的な数値目標を加えられたことは、画期的。市内処理を可能な限り進めるべき。	循環型社会の構築には作りっ放し、出しっ放し(捨てっ放し)からの転換が必要です。
	62	環境負荷が増加することを考えれば、近圏で処理されることが望ましいが、他方、域内処理自体の負荷も検討すべき。	市域内で全ての処理を完結することは不可能ですが、現在大幅な移出超過であることから、近隣自治体との協力を得ながら京都市も応分の役割分担が必要と考えます。
	63	平成22年度の最終目標達成に向けて、平成19年度を中間点検年度として設定すべき。	平成19年度に施策の評価・見直しを予定しており、この中で状況に応じ数値目標についても見直します。
	64	数値目標を検討するため、住宅建設戸数の推移などの情報を提供すべき。	安易な解体は発生量に大きく寄与することから、可能な限り抑制し、補強やリフォーム等を促進すべきと考えますが、住宅の着工・解体件数の動向は住宅関連部等と連携を図りながら今後の推移を見計っていきます。
	65	数値目標達成の成否は減量化の取組が握っているため、これについての取組を市民、企業、業界で本腰で進めるべき。	発生抑制や処理方法、運搬効率の改善等、様々な取組の積み重ねが重要と考えます。
	66	数値目標が達成されるかどうかは行政の取組だけでなく、事業者がいかに取り組むかで決まる。	再生利用等の取組は事業者にとって産業廃棄物だけでなく一般廃棄物も同様であり、「循環型社会推進計画」で規定する行動計画とあわせ検討していきます。
	67	市民に国や京都府の計画について資料を提供すべき。	計画についてはホームページにも掲載します。
その他	68	他市に比べ緩やかさを感じる。	発生抑制数値目標等他市と比べ緩いとは考えていませんが、積極的な取組を進めていきます。
	69	廃棄物の分別について京都市は遅れているのではないかと。	
	70	ごみと市民をより身近にするような施設を充実すべき	南部資源リサイクルセンター内の「めぐる君の学ぶハウス」等研修施設を設けています。
	71	市は指導監督は強化しても実務は民間に全部移行すべき。	不適正処理対策等を強化していきます。
	72	産廃になったものを資源に戻す事業を国及び公共団体が責任をもって実施すべき	産業廃棄物の処理は排出事業者が責任をもって行うものであり、国や自治体が行うことは排出事業者が発生抑制や再生利用のインセンティブが働かなくなってしまうと考えます。
	73	ごみの減少、削減化はまず家庭からはじめるべき。	産業廃棄物も排出時点での分別が重要です。
	74	本来排出事業者が全ての費用を負担すべき。	排出事業者への指導啓発と社会意識の高揚が重要と考えています。
	75	京都市環境局の職員の方のご苦勞を深謝する。	